

介護老人保健施設「梅の木」施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団眞仁会が開設する介護老人保健施設「梅の木」(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1)施設名 介護老人保健施設「梅の木」
- (2)開設年月日 平成14年 4月 1日
- (3)所在地 東京都足立区青井4丁目29番23号
- (4)電話番号 03-5888-8661 FAX番号 03-5888-8667
- (5)管理者名 矢 作 榮 子

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|----------|------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1.5人 |
| (3) 薬剤師 | 0.5人 |
| (4) 看護職員 | 14人 |

(5)介護職員	34人
(6)支援相談員	2人
(7)理学・作業療法士、言語聴覚士	2. 8 8人
(8)管理栄養士	1人
(9)介護支援専門員	2人
(10)その他、事務員	7人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、144人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条

- 1 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、または必要管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。
- 2 介護保健施設(Ⅰ)の人員体制とする。(看護・介護職員の配置が3.6対1の場合は(Ⅱ))
- 3 リハビリテーション機能強化の職員加配の人員体制とする。
- 4 栄養管理機能強化の職員加配の人員体制とする。
- 5 栄養ケア・マネジメント機能強化の職員加配の人員体制とする。
- 6 経口移行の人員体制とする。
- 7 療養食提供のための人員体制とする

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、入所者が選定する特別な食事の費用、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、室料、行事費、健康管理費、日用品費・私物の洗濯代(業務委託)、その他の費用等利用

料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(3)「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、利用料金表をご覧ください。

(虐待防止のための措置)

第10条 当施設では、入所者等に対する虐待の発生及び再発を防止するため、虐待防止に関する指針を定め、虐待防止担当者を設置し、職員への研修や委員会の開催、日常的な見守り体制の強化など、必要な取り組みを行う。また、虐待の疑いが生じた場合には速やかに関係機関へ報告・連絡し、適切な対応に努める。

(身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、朝9時00分より夜17時00分まで。
- ・ 外出・外泊は、随時受け付けていますので窓口担当者と事前にご相談ください。
- ・ 館内での喫煙は、火災予防及び健康増進のためご遠慮ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、お申込の際 ご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品については、できるだけご遠慮ください。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、原則としてできません。受診ご希望の方は当施設職員に事前にご連絡下さい。
- ・ 宗教活動・政治活動等は、禁止とさせていただきます。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止です。
- ・ 食中毒、インフルエンザ等予防のため、施設長の指示がある場合、その指示に従ってください。
- ・ 当施設では原則としておむつはずしの為、又資源の再利用の点からも布おむつを使用しております。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - 1 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - 2 利用者を含めた総合避難訓練.....年1回以上
 - 3 非常災害用設備の使用方法的徹底.....随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故の発生の防止及び発生時の対応)

第15条

- 1 当施設は安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止に努め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 眞仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条

- 1 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団 眞仁会 介護老人保健施設「梅の木」の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年12月 1日より施行する。